

当会準職員、特別嘱託及び嘱託の競走法違反（舟券の購入）について

本年5月、当会江戸川支部の元特別嘱託が、在職期間中に禁止されている舟券を購入していたことから、モーターボート競走法違反（同法第11条第2号の舟券の購入禁止）により、警視庁小松川警察署から書類送検されたことを受け、当会の全役職員750名に対し、舟券の購入に係わる聴き取り調査等を行った結果、準職員1名、特別嘱託1名、嘱託20名の計22名の舟券購入者が確認されました。

一連の事態が相次ぎましたことを重く受け止め、ボートレースファンの皆様に深くお詫びいたします。

なお、当該22名に対しては、当会の就業規則等に基づき懲戒処分とすることを決定し、本日、同処分の手続きを終了しております。今後、モーターボート競走法違反に係る司法上の手続きについて、警察と相談してまいります。

競走実施機関として、今後とも役職員のコンプライアンスを徹底し、再発防止に万全を尽くし、公正の確保に努めてまいります。

令和6年7月23日

一般財団法人日本モーターボート競走会